

〈5〉 国際連携推進と安全保障輸出管理 —国立研究開発法人情報通信研究機構の事例研究—

国立研究開発法人情報通信研究機構 国際推進部門 国際連携推進室 蔭山 有生

1. はじめに

国立研究開発法人情報通信研究機構（National Institute of Information and Communications Technology（以下「NICT」という））は我が国唯一の情報通信分野を専門とする公的研究機関である。筆者は本稿の作成時点（平成27年9月現在）でNICT職員として安全保障輸出管理業務にトータルで約3年間従事してきた。まだまだ若輩ではあるが、本稿においてはNICTにおける国際連携状況と安全保障輸出管理の取り組みを紹介することにより、我が国の大学・研究機関の適切な輸出管理の実施に貢献できれば幸いである。

2. NICT概要

2-1 事業領域

NICTの主たる業務は国立研究開発法人情報通信研究機構法によれば

1. 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究
2. 高度通信・放送研究開発を行うものに対する支援
3. 通信・放送事業分野に属する事業の振興

の3領域である。1の研究開発についてはネットワーク技術、ユニバーサルコミュニケーション技術、未来ICT技術及び電磁波センシング技術の4つの領域において先端的かつ高度な研究開発を実施している [1]。

2-2 組織規模

組織の規模については従業員数995名で予算は年間287.6億円である（いずれも平成27年度）。国内拠点については東京小金井に本部をかまえ、日本各地

に4研究所及び6センターを擁している。また、海外拠点についてはワシントン、パリ、バンコクに海外センターを設置している [2] [3]。

3. 国際連携の状況

3-1 包括研究協力協定ベースでの海外機関との連携状況

平成27年6月の時点で、世界25国、98機関と包括協定を締結し研究員の交流、合同ワークショップの開催、研究情報の交換等を実施している（図1参照）。包括協力研究協定の協力分野はサイバーセキュリティ、電離層観測、ワイヤレスネットワーク、新世代ネットワークといったICTの広範な領域にまたがっている。

3-2 海外機関との共同研究等

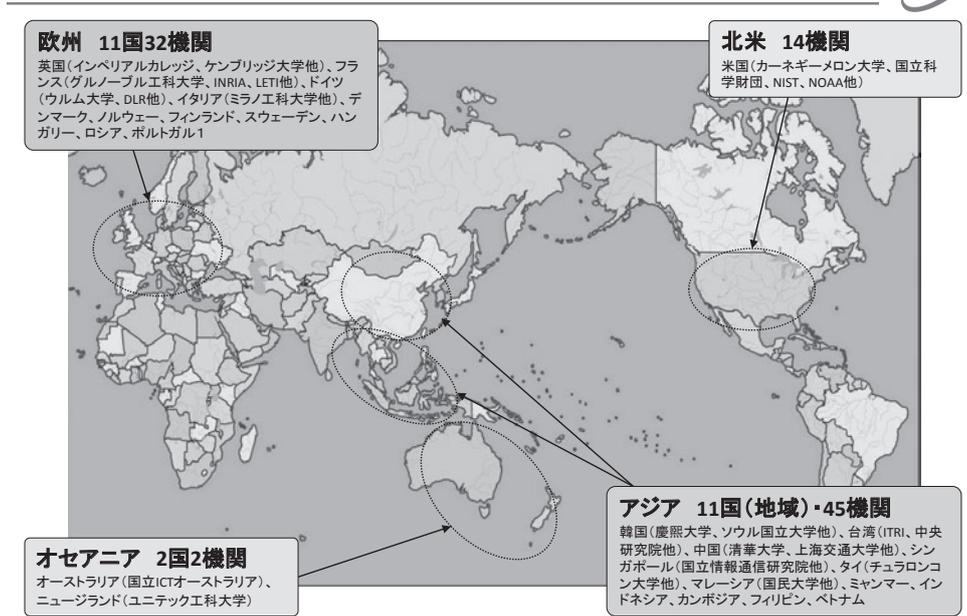
包括研究協力とは別に、具体的な共同研究については共同研究契約を海外の研究機関等と締結し実施している。また共同研究に至らない場合であっても海外機関と機微な技術情報の交換をする場合は秘密保持契約（NDA）を締結している。

3-3 研究員の交流

NICTには協力研究員、インターンシップ研修員、招へい専門員という3つの外国籍研究員の受入れスキームがあり活発に外国籍研究員の受け入れを行っている。各スキームの概要は協力研究員は共同研究等の実施を行う目的で受け入れ、インターンシップ研修員は主に包括研究協力協定の締結先機関からNICTでトレーニングを行う目的での受け入れ、招へい専門員はNICTが指導を受ける目的での受け入れとなる。

3-4 海外機関に対する技術移転

NICTが保有する研究成果や知的財産を海外の研



25国(地域)・98機関(2015年6月時点) 研究協力分野はサイバーセキュリティ、電離層観測、多言語翻訳、ワイヤレスネットワーク、新世代ネットワークなど多岐に渡る。 1

図1 包括協定ベースでの国際連携状況

究機関等が実用化する。事例は多くはないが最近では例えばフィリピン政府情報通信技術局に対してNICTの保有するテレビホワイトスペース利用技術の供与を行ったという例が挙げられる [4]。

3-5 国際ワークショップ・研究集会の開催

国際ワークショップ・研究集会を日本国内外で主催又は共催を行う。

3-6 国際連携推進における輸出管理上の懸念

輸出管理上は世界各国の様々な属性の機関(研究機関、大学、民間企業等)と連携を行い、また技術情報のやり取りが中心のため

1. 連携する相手方の確認
2. 技術の該非判定

が重要なポイントとなる。そこで外国籍研究員の受け入れと海外機関との契約については中長期的な連携関係の入口となることから輸出管理部署である国際推進部門だけの審査だけではなく後述の安全保障輸出管理審査会で審議を行うことで、輸出管理上のリスクの削減を図っている。

4. NICTの安全保障輸出管理

4-1 NICTの安全保障輸出管理体制

輸出管理規程に基づき国際推進部門長を輸出管理

統括責任者とする国際推進部門が担当をしている。具体的には各部門・研究所から上げられた該非判定、用途確認、需要者確認の審査、経済産業省への許可申請や相談、監査、職員研修といった統括業務を担当している。また安全保障輸出管理に関する重要な方針の決定や、海外機関との契約、懸念がある外国籍研究員等の受け入れについては国際担当理事、輸出管理最高責任である企画系理事の両理事を含めた安全保障輸出管理審査会で審議を行っている。具体的な手続きとしては各部門・研究所から輸出案件が発生する場合、その担当者はまず事前審査として職員の海外出張や外国籍研究員の受け入れの場合には機構所定の事前確認シート(提供する技術が貿易外省令第9条第2項5号の公知の技術にあたり、かつ用途や需要者に懸念がないか確認を行う判定欄がある)の作成を行う。事前審査の結果特に懸念がなければ作成した事前確認シートを国際推進部門に提出する。また、事前審査の結果懸念があると認められた職員の海外出張及び外国籍研究員の受け入れ又はその他の輸出案件については該非判定、用途確認、需要者確認を行い、その結果を機構所定の該非判定書・取引審査票に記載し国際推進部門に提出する(図2、図3参照)。

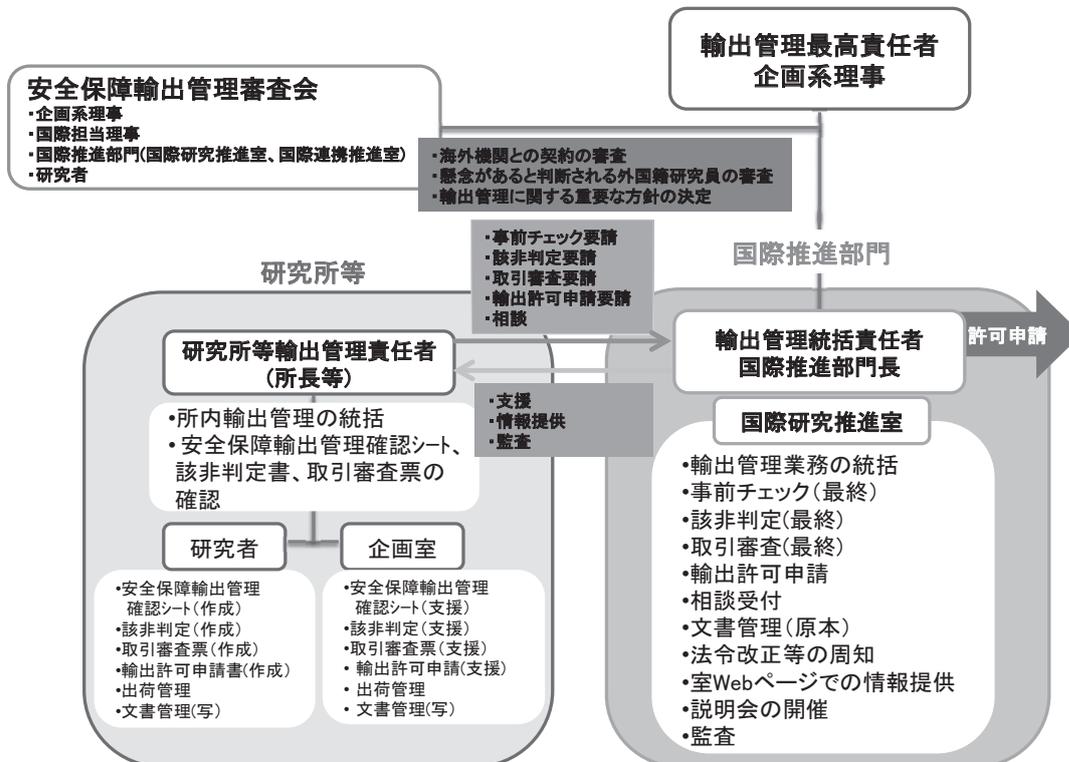


図2 NICTの安全保障輸出管理体制

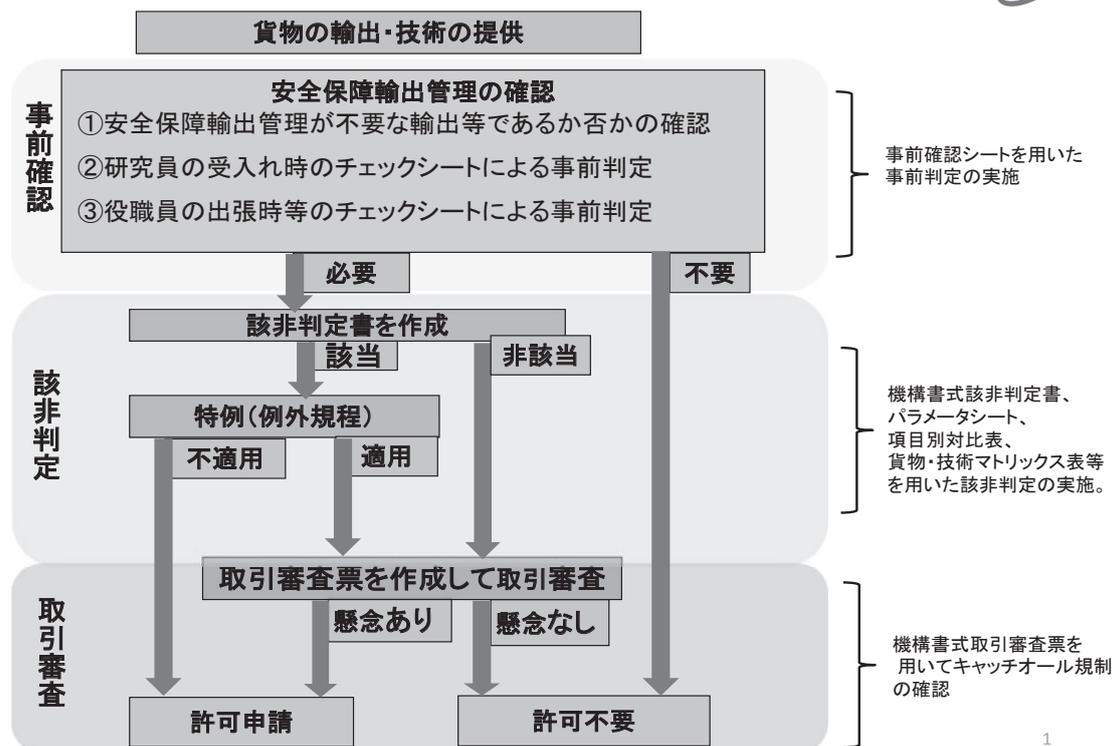


図3 NICTの安全保障輸出管理手続きフロー

4-3 外国籍研究員に対する管理

4-3-1 概要

外国籍研究員については受け入れから帰国に至るまでの間輸出管理上の確認を適切に実施することが重要であることからNICTでは外国籍研究員については入口管理、中間管理、出口管理と3段階で管理している。また管理の対象となる外国籍研究員はNICTと直接の雇用関係にある外国籍研究員を除いている（ただし外国機関と二重籍の外国籍研究員は管理対象としている）。

4-3-2 研究員受入前（＝入口管理）

入口管理の手順は以下の通りとなる。

1. 事前確認シートを使用し、安全保障輸出管理手続の要否を判断する。
2. 手続不要の場合には、確認した後、終了する。
3. 手続が必要な場合には、提供する技術の該非判定、取引審査を実施する。
4. 特に懸念が高い外国籍研究員は安全保障輸出管理審査会で受け入れの可否を審査する。

4-3-3 研究員受入後帰国まで（＝中間管理）

外国籍研究員の貨物・技術の持ち出しがある場合は、通常的安全保障輸出管理手続に従い、該非判定、取引審査を行う。

4-3-4 帰国前（＝出口管理）

外国籍研究員が帰国後、どういう機関に勤務するかの確認を行うとともに帰国する研究員へ提供する資料がある場合は、通常的安全保障輸出管理手続に従い、該非判定、取引審査を行う。

4-4 安全保障輸出管理審査会

4-4-1 安全保障輸出管理審査会概要

海外の研究機関等と締結する契約（MOU、共同研究契約、委託研究契約、受託研究契約、秘密保持契約等。契約名称は問わない）の締結可否及び通常の輸出管理手続きの中で懸念があると国際推進部門で判断された外国籍研究員の受入れについて安全保障輸出管理の観点から妥当かどうか審査を行う。NICTでは平成26年10月に本審査会の前身である海外研究協定等締結時可否審査会を設立し、平成27年7月に安全保障輸出管理規程を改正し、正式に安全保障輸出管理審査会として発足させた。なお、審査会の構成は表1の通りである。

表1 安全保障輸出管理審査会の構成

審査長	輸出管理最高責任者（企画系理事）
理事等	国際担当理事（研究系A理事） 輸出管理統括責任者（国際推進部門長）
事務局	国際研究推進室、国際連携推進室職員
その他	研究所等所属職員

輸出管理部署である国際推進部門だけではなく輸出管理最高責任者である企画系理事、国際担当理事及び現場の研究者が出席して審議を行うことで、

1. 提供技術（研究内容）の慎重な確認
 2. 研究現場における輸出関連法規の遵守の徹底
 3. 研究連携の関係に入る前に、相手方機関についての慎重な審議の実施
- という効果の実現を図っている。

4-4-2 審査基準及び審査フロー

海外機関との契約の締結と懸念がある外国籍研究員の受入れの可否の審査基準は以下の通りである。

1. 海外機関との契約

- ①相手機関と行う連携内容
- ②研究協力協定等を締結することにより機構に期待されるメリット
- ③相手先機関が軍事機関と関係があるか又は提供技術が軍事利用されるかの確認
- ④提供する技術がリスト規制に該当するかどうかの確認（該非判定）
- ⑤キャッチオール規制上懸念があるかどうかの確認

2. 懸念があると国際推進部門で判断された外国籍研究員

- ①提供する技術がリスト規制に該当するかどうかの確認（該非判定）
- ②キャッチオール規制上懸念があるかどうかの確認
- ③研究員等個人又は所属機関が軍事機関と関係があるか

海外機関との契約については上記審査基準に対応する記載項目を設けた機構所定の確認票を部門・研究所の担当者が作成して、別に作成した該非判定書、取引審査表、関連資料（パラメーターシート、相手方機関のHPの写し、相手方機関が軍と関連が

あるかどうかの確認レター等)とともに国際推進部門に提出する。国際推進部門では受領した各資料の書類審査を行い、審査会において審議すべきと判断した案件のみを審査会にあげ、その他の案件は国際推進部門の判断で契約の締結を承認している(この場合であっても審査会で報告は行う)。審査会上がった案件は審査会の構成員で審議を行い契約締結の可否を決定する(図4参照)。

外国籍研究員の受け入れについては通常の輸出管理上の手続きの中で、国際推進部門が懸念が高いと判断した案件(ユーザーリスト掲載機関からの受け入れ、輸出令別表第4の国の国籍の研究員等)のみを選出して審査会上げている。審査会上がった案件は審査会の構成員で審議を行い受け入れの可否を決定する(図5参照)。

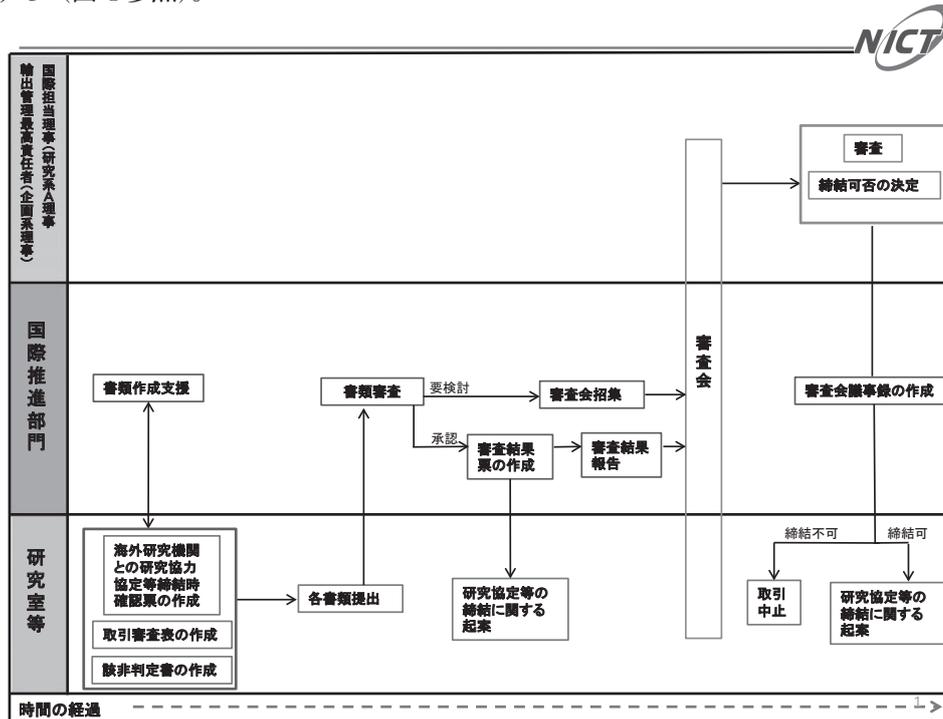


図4 海外機関との契約の審査フロー

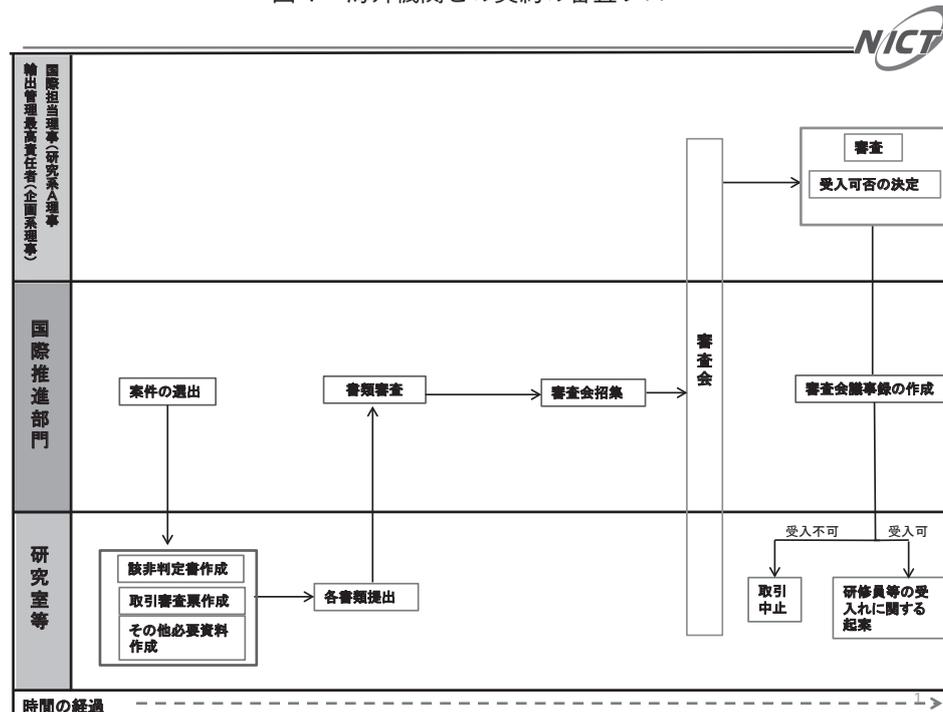


図5 懸念がある外国籍研究員の受け入れ審査フロー

4-4-3 連携先機関が軍と関係があるかどうかの確認

海外機関との契約及び外国籍研究の受け入れについてはリスト規制、キャッチオール規制の確認だけでなく相手方機関（契約締結先又は受け入れ外国籍研究員の所属機関）が軍と関係があるかどうか自主管理として以下の確認を実施している。

1. 主観的確認

主観的な確認方法としてはNICTのレターヘッドが付きの相手方機関が軍と関係があるかいくつかの質問事項を設けたLetter of Confirmationを相手方機関に送付して書面で回答を得ている。

2. 客観的確認

客観的な確認方法としては入手した書類（契約書、パンフレット等）、Web情報を確認するだけでなく、契約相手機関又は研修員等の所属機関についてCHASER情報の確認を実施している。

4-4-4 審査会案件の対応状況

審査会案件の審査後の対応状況は以下の通りである。

1. 法律で経済産業省から許可の取得が要請される場合（リスト規制・キャッチオール規制該当の場合）

経済産業省の許可を取得している（リスト規制該当の場合は特例適用の可否も検討する）。平成26年10月から平成27年9月の時点で役務取引許可を4件取得している。

2. 法律で経済産業省から許可の取得が要請されて

いないが、懸念があると判断される場合（CHASER検索にヒットする、大量破壊兵器キャッチオール規制需要者要件のみに該当する、相手機関のHPに軍事機関と関連のある記述がある等）

輸出管理上のリスク軽減のため契約書の解除条項にNICTが提供する技術を相手方が兵器の開発等に利用した場合等はNICTは自己の債務を履行しないで無催告解除が出来る旨を規定、またキャッチオール事前相談制度を活用し（2015年8月31日までに2件実施）、経済産業省安全保障貿易審査課への相談を実施している（表2参照）。

5. おわりに

NICTにおいて国際連携を推進するにあたり以下の点について今後も事例を蓄積しながら検討していく必要があると考える。

1. 連携先機関の許容基準をどう考えるか。

法律上は問題にならないが、連携先機関が軍と関連している場合どの様な対応していくべきなのだろうか。例えば軍本体、軍の系列に属する研究機関、防衛分野の研究を行っている部門を有する研究機関、軍から助成金を貰って研究を実施している研究機関、軍人の教育プログラムを有する大学等軍との関連といえども様々な形態がある。NICTでは現状ケースバイケースで提供技術の内容、連携メリット、相手方機関の軍との関連を総合的に考え連携の可否を決定している。ただ、一方で事実上軍と関連があれば一切連携不可という判断を下している他機関・大学もあり、機構の方針を今後どのように固め

表2 経済産業省に対する各種申請等の実績一覧（平成26年10月～平成27年9月まで）

申請等	案件名	研究協力内容
役務取引許可申請 (4件)	英国大学とのMOU締結	超伝導デバイスの開発（外為令別表7(4)該当）
	ドイツ研究機関との共同研究契約締結	低軌道衛星との光通信に関する研究（外為令別表9(2)該当）
	米国大学とのMOU+NDAの締結	テラヘルツ波を用いた無線通信技術の研究（外為令別表9(1)(2)該当）
	中国研究機関からの外国籍研究員の招へい	超伝導デバイスの開発（外為令別表7(4)該当）
キャッチオール事前相談 (2件)	中国研究機関からのインターンシップ研修員の受入れ（審査会で懸念有と判断）	時系を用いた光時計の周波数測定に関する研究
	中国大学からのインターンシップ研修員の受入れ（ユーザーリスト掲載機関）	深層学習のアプローチを用いた統計的機械翻訳の性能向上に関する研究

ていくか考えていく必要がある。

2. デュアルユース問題をどの様に考えていくか

法律上は問題にならないが、軍事転用可能な技術の共同研究開発をどの様に考えていくべきなのだろうか。NICTは政策目的を実現するための研究開発を行う法人なので、場合によっては国防分野又は隣接分野で共同研究開発を実施する場合もある。例えばNICTはサイバーセキュリティ技術について防衛省技術研究本部（TRDI）と包括協定を締結して、NICTが取り組んでいる最先端のサイバー攻撃可視化技術や検証環境構築支援技術等の研究開発と、TRDIが取り組むサイバー演習環境構築技術の研究との連携をすることで更なる研究開発の推進を図っている[5]。海外の研究機関と国防に近い分野で共同研究を実施する場合はやはり慎重な判断が求められるが、現状は全く不可というわけではなくケースバイケースで判断している。これも今後機構の方針をどのように固めていくか考えていく必要がある。

参考文献

- [1] 国立研究開発法人情報通信研究機構（2015）、「研究紹介」
<http://www.nict.go.jp/research.html>
- [2] 国立研究開発法人情報通信研究機構（2015）、「情報通信研究機構（NICT）の概要」
http://www.nict.go.jp/pamphlet/outline_location.pdf
- [3] 国立研究開発法人情報通信研究機構（2015）、「NICT海外連携センター」
http://www.nict.go.jp/int_affairs/int/overseas_centers.html
- [4] 国立研究開発法人情報通信研究機構（2015）、「フィリピン政府情報通信技術局がNICTのTVホワイトスペース利用技術を採用」
<http://www.nict.go.jp/press/2015/05/07-1.html>
- [5] 国立研究開発法人情報通信研究機構（2014）、「情報通信研究機構と防衛省技術研究本部との研究協力の推進に係る包括協定の締結について」
<http://www.nict.go.jp/press/2014/03/26-1.html>